

ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パライ ンフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス 感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジ ー）混合（コポリマーアジュバント加）ワクチン

平成28年 7 月14日（告示第1476号） 新規追加

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（コポリマーアジュバント加）ワクチンの3.4.4、3.4.6（一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.2を除く。）、3.4.7、3.4.9及び3.4.11.6に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについては、同基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（コポリマーアジュバント加）ワクチンの3.3.4.1の規定を準用して試験を行うものとする。